

佐賀県告示第三十九号

次の加入区において平成二十年二月十八日に発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、平成二十四年二月十七日限り消滅した。

平成二十四年二月二十一日

佐賀県知事 古 川 康

加入区

佐賀市加入区